

中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)

1 保証対象者

県内に住所を有する下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先。

ココをチェック!!

- ①金融機関との提携商品で、事前照会制により査定迅速化
- ②金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速な保証を提供
- ③健全先がターゲットのため、無担保保証で追加融資が可能

2 資格要件

- (1)保証対象業種に属する事業を1年以上継続して営むもの。
- (2)申込金融機関と与信取引があること。
- (3)申込金融機関の自己査定基準による判定結果が、原則、「正常先」(注)であること。

3 保証限度額

8,000万円以内とする。
利用できる中小企業信用保険の種類は一般無担保保険(8,000万円)及び経営安定関連特例の別枠無担保保険(8,000万円)の限度内とする。

4 資金使途

運転資金 ※マル保融資の借換も可能

5 保証期間

運転資金：7年以内(※経営安定関連保証(セーフティネット保証)を利用する場合、または愛媛県緊急経済対策特別支援資金を併用し借換えを伴う場合は、10年以内)ただし、一括返済は1年以内。

6 その他

※対象の中でも特に優良な先(保証料率区分⑦～⑨)については、代表者を含めて保証人不要とすることで、より幅広い利用者の取り込みが可能です。

※この取扱いは、すべて金融機関経由とし、事前照会書による照会後の申込となります。原則として照会日の翌日から3営業日以内に保証申込の諾否等について回答いたします。なお、回答日から30日以内に、正式な保証申込が必要です。

※本制度は、愛媛県の制度融資及びセーフティネット保証の保証制度が併用利用可能です。これにより、固定の低金利の導入や低い保証料率の適用が可能となります。

(注)保証料率区分の低い先や「みなし格付」の先等(保証料率区分の低いもの)については業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、内部保留の状況、今後の決算見込等を確認できる補足資料を提出していただき、総合的に判断のうえ、「正常先」として問題がないかを審査いたします。

